

19 共同訴訟人としての相続人

コスタス・ベイス

- I. 出発点
- II. 論理的必要性説
- III. 法的必要性説
- IV. 最高裁の立場

I. 出 発 点

1. 遺言により相続権をもつ複数の者が、その原因となる遺言につき無効確認の申立てをもって訴えられる場合、被告は、必要的共同訴訟人となるか？

2. ギリシャ民事訴訟法76条は、必要的共同訴訟の四つの場合を規定している。そのうち二つは、明確に規定されているが、他の二つの場合は、それらが何を意味しているか明確に示されていない。

必要的共同訴訟の場合として明確に規定されているのは、(a)下されるべき判決の法的効果（妥当性）が、あるいは共同で訴えまたは訴えられるかもしれない、もしくは補助参加の申出後、共同訴訟人になる者すべてに拡張される場合、ならびに(b)特別の立法規定の枠内で複数の者によるまたはそれらの者に対しての訴え提起が義務づけられている場合である。それに対して、必要的共同訴訟の場合として明確に規定されていないのは、次の場合である。(c)争いある法律関係を合一的に判断する場合、並びに(d)矛盾判決が存在しえない場合である。ギリシャ民事訴訟法典は、確定判決の訴訟上の効果、とりわけ既判力、執行力または形成力の拡張なしに、争いある法律関係はいつ合一的に判断されねばならないのか、そして、この場合の必要的共同訴訟は、どの点において、矛盾判

決が存在しえない場合と区別されうるのかについて、明確にしていない。

3. 第一の問題に関して言えば、争いある法律関係の合一的判断は、下されるべき判決の訴訟上の効果がすべての共同訴訟人に有利にも不利にも拡張される場合にのみなされるということは、明白である。つまり、必要的共同訴訟のこの二つの場合は、実際上は異なっていないのである。両者は、以下の場合には非常にしばしば存することになる。すなわち、既判力（および執行力）がすべての共同訴訟人に有利にも不利にも拡張される場合、ならびに訴訟対象と関連する実体権が、形成効がすべて者に拡張され、その結果、形成はすべての者に有利にも不利にも効果を有するという形成訴権の特徴を有する場合である。

4. 第二の問題に関しては、激しい争いがある。「関連する諸状況に基づく、矛盾判決が下されることの不可能性」が問題とされる場合、法律は何を意図しているのか？

(4-1) ある見解によれば、必要的共同訴訟についてのこの場合は、争いある法律関係の合一的判断の必要性のある場合と一致することになる⁽¹⁾。しかし、この見解に対しては何の反響もなかった。

(4-2) 通説は、必要的共同訴訟の異なる二つの場合が問題であるということから出発する。その際、この二つの場合の相違は、まさにどの点に存するかという問題が生じる。

II. 論理的必要性説

1. この見解に基づけば、矛盾判決は、法的論理の規律が合一的判断の言渡しを要求する場合には存在しえないことになる⁽²⁾。

このことが何時生じるかという問題については、この論理的必要性説の支持者から意見の一致した答えは見い出せない。

P. Gesiou/Faltsi⁽³⁾は、次のように主張する。すなわち、複数の組合員の一人が、すべての共同債権者についての争いある債務の履行のために被告の敗訴判

(1) Vallindas, Materialien zum Entwurf eines neuen Zivilprozeßgesetzbuches, I, S. 326.

(2) G. Mitsopoulos, Die Streitgenossenschaft nach unserem Recht, Dike 10, S. 190.

(3) P. Gesiou/Faltsi, Dis Streitgenossenschaft im Zivilprozeß, Habilitationsschrift Thessaloniki, 1970 § 42 S. 266ff.

決を求める申立てをもって訴えを提起した場合、ならびにすべての共同訴訟人について訴訟対象の絶対的同一性が存在する場合に、このことは問題となると主張するのである。

G. Mitsopoulos⁽⁴⁾は、さらに進み、矛盾判決の競合することの論理的不可能性ゆえに、共同訴訟を承認する。共同訴訟人の各々に対して提出された申立て各々の必要要件である生活事象の同一性が問題である場合もまた、そうである。

矛盾判決の競合することの論理的不可能性によるこの説の二つのバリエーションに基づけば、争いある遺言の無効確認を求める申立てでもって訴求された相続人は、必要的共同訴訟人とみなされる。

2. この論理的必要性の承認は、次のような解釈上の論拠に基づく。(すなわち)

(2-1) なによりもまず、このことは、立法草案の準備作業から明らかになるように、立法者が意図したことであるからである。そして、

(2-2) 第二に、場合によっては起こりうる、共同訴訟人に対する矛盾判決は、論理学上の矛盾律を侵害するのみならず、司法の権威もまた揺さぶるであろうからである⁽⁵⁾。

3. これらの論拠のうち、最初の論拠は納得できるものである。元々、草案の立法担当者である I. Sakketas は、その識見においてドイツ民事訴訟法のシステムを「優先すべきシステム」として提言した。それによれば、必要的共同訴訟となるのは、「共同の作業によってのみ、争訟が裁判されうる場合、または判決が訴訟に参加しないものに対しても効力を有する場合」⁽⁶⁾である。この提案を、編纂委員会は全員一致で承認したのであった⁽⁷⁾。準備草案の編纂はそれに従った。そこでは、必要的共同訴訟の場合として、予定されたのは次の場合であった。すなわち、「関連する諸状況に基づき、共同訴訟人に対する矛盾判決が同時に存在しえない場合」もまた⁽⁸⁾必要的共同訴訟となるとされた。この草案の起草は、立法担当者である I. Sakketas の次のような所見をもって行われた。つまり、これは「1931年のドイツ民事訴訟法改正草案65条」から継受したものであった⁽⁹⁾ということである。事実、ドイツでは、1931年の草案でもって、例えば、

(4) G. Mitsopoulos, aaO., S. 195.

(5) G. Mitsopoulos, aaO., S. 190.

(6) Vallindas, Materialien, aaO., I, S. 74.

(7) Vallindas, Materialien, aaO., I, S. 153.

(8) Vallindas, Materialien, aaO., I, S. 220.

契約義務の履行を理由とする訴えが提起され、契約の有効性に争いがある場合に、複数の被告について、そのうちの一人が欠席判決になろうとも、合一的に裁判される論理的必要性がある場合、すなわちいわゆる共同訴訟の論理的必要性のある場合にも、必要的共同訴訟が拡張されることが提案されたのである⁽¹⁰⁾。

新ギリシャ民事訴訟法の草案編纂委員会の審議に際して、G. Oekonomopoulos は、これらの四つの必要的共同訴訟の場合わけに、これによって「ドイツにおける疑いのすべてが」正しい解決を見いだすであろうということを決断することで、賛成した⁽¹¹⁾。それに対して、G. Rammos と Chr. Pratis-kas は、「このことにより、必要的共同訴訟の事例は、過大かつ危険に拡張される」との意見を表明した⁽¹²⁾。最終的には、編纂委員会の多数意見は、必要的共同訴訟の四つの場合のすでに言及した定義づけを承認した⁽¹³⁾。

この準備作業から結果として明らかになったのは、立法者は、必要的共同訴訟の拡張を、すべての者に有利または不利に合一的判決が下されることが論理的に必要な場合にも拡張しようとしたことである。しかし、最終的には、立法者は中間的な見解を選んだ。つまり、「矛盾判決は言い渡すことはできない」との見解である。その結果、矛盾判決の言渡しの不可能性は、論理的必要性に基づくのか、それとも、法的必要性にのみ基づくのかという問題は未解決のままとなった。なるほど、言及した立法者の意思は最初の仮定に賛成する。しかし、この意思は、立法者が法律の文言に明確に表現しなかったので、およそ解釈の補助手段でしかない。しかも、それは十分なものではない。それは、基準となる規定の目的論的解釈にまた直面しなければならないのである。さらに、この必要性を、編纂委員会の資料に基づき見解を主張する者も感じているのである。例えば、G. Mitsopoulos⁽¹⁴⁾は、次のように述べている。ギリシャ民事訴訟法76条1項の四つの場合の十分な理解は、一方でその成立史の大ざっぱな概観を前提として、他方でギリシャ民事訴訟法典の必要的共同訴訟体系全体へのその目的論的組み入れを前提としている、と。つまり、立法者を動かした考慮のみで

(9) *Vallindas*, *Materialien*, aaO., I, S. 221.

(10) *Entwurf einer neuen ZPO*, 1931 S. 290.

(11) *Vallindas*, *Materialien*, aaO., I, S. 327.

(12) *Vallindas*, *Materialien*, aaO., I, S. 327f.

(13) *Vallindas*, *Materialien*, aaO., I, S. 328.

(14) *G. Mitsopoulos*, aaO., S. 190.

は十分ではないということである。

4. G. Mitsopoulos⁽¹⁵⁾の見解によれば、共通の判断が論理に必要な場合のほとんどが、必要的共同訴訟の規律のなかに組み入れられることになる。なぜなら、共同訴訟人に対して場合によっては起こりうる矛盾判決は、論理学上の矛盾律を侵害するのみならず、司法の権威もまた揺さぶるであろうからである。

(4-1) この見解は、複数の被告の一人が欠席し、他の（出席した）被告が訴訟物に関連する法律行為の無効を主張する事例に限定して考える場合には、一見して納得しうると思われるものである。欠席した被告の敗訴判決は、この異議の理由具備性、および手続に出席した被告に関しての請求棄却にもかかわらず、感情的には疑問である。

(4-2) しかし、すでに述べたように、このような考えは、感情的な反応に多くを依拠するのであって、説得力ある訴訟上の論拠にはほとんど依拠することはない。

(4-2-1) 必要的共同訴訟を仮定的に承認する場合もまた、そしてすべての相続人を訴えることを義務づける法律規定がないがゆえに、各相続人が個々に訴えられることは不適法とならないであろうし、したがって、矛盾判決の言渡しもまた排除されない。このことは、既判力の主体的限界と審問請求権の事前保障の原則とも一致する。それによれば、矛盾判決の言渡しによる妨害がすべての相続人に対して共同して提起された訴えを同時に審理する事例に基づく場合には、徴候的現象、すなわち複数の被告に対する主体的訴えの併合が、個別に訴えを提起する代わりに、同一の書面で行われたことが問題であることは明らかである。しかし、この徴候的現象は、重要ではない。

(4-2-2) 反対説は、民事訴訟の最高次元の目的、つまり実体的真実の発見⁽¹⁶⁾に適合する必要性に依拠する。しかし、これを受け入れることはまた、処分権主義や弁論主義（ギ民訴106条）を考慮すれば、納得できない。

(4-2-3) さらに、考慮されねばならないのは、共通の権利または相応して共通の債務を有するすべての持分権所持者が訴えを提起する場合または訴えられる場合のすべてにおいて、必要的共同訴訟の規定を適用する論理的必要性は存在しないということである。例えば、被告に売った土地の共有者二人が（各原告に比例した）債務額の支払いのために被告敗訴の判決を申し立てて訴えを提起した場合、合一的判断のためにどのような論理的（あるいは他の）

(15) G. Mitsopoulos, aaO.

(16) G. Mitsopoulos, aaO.

必要性が存在しうるのであろうか？

(4-2-4) この矛盾判決は、法秩序の奇形である。というのは、それが「論理学上の矛盾律を侵害している」からでなく、(その程度において)それが相互に矛盾する法的効果という袋小路に至るからである。そこでは、(同時に妥当する)矛盾した法的効果のうちのどれが、決定的な影響を与えるのかはもはや誰も知らない。このような問題が生じないであろうならば、論理的矛盾のある法秩序(とくに民事訴訟法)はどうでもよいことであろうか。事実上、法秩序は、回避されない既判力の主体的限界の言渡しを受け入れている。

このような結論は、ギリシャの実定法の規定によってもまた、判決効は判決の下された権利にのみ限定され、この権利を発生させる事実の真実へも、その法的性質へも拡張されないということになる。同一の裁判官は、弁論の枠内で、基準となる事実が起ったことを承認しうるし、そしてその訴訟対象が他の権利の確定にかかわる他の弁論の枠内ではまた、同一の事実が起らなかったことを承認しうる。この異なる判断は、各訴訟の異なる証拠資料によって正当化される。つまり、矛盾判決は、ある判決の効力が他の判決の効力を考慮しない限りで、民事訴訟法によって受け入れられているのである。このことは、ある相続人に不利な既判力が他の相続人にも及ぶ限りでのみ、問題となる。しかし、その場合に、必要的共同訴訟の承認は判決効の拡張にのみ依拠しうるのである。すると、個別に付け加わった必要的共同訴訟の事例にとって論理的必要性はどの点に存在しうるのか？

(4-2-5) 法秩序が矛盾判決の言渡しを、しかも既判力の主体的範囲とは無関係に望んでないであろう場合には、法秩序は必要的共同訴訟人側での矛盾主張の陳述を禁止しなければならないのであろうか。とくに、争いある法律関係により複数の権利者または義務者が問題である場合にはそうであろうか。例えば、法秩序は、被告側で陳述された、争いある法律関係の無効の異議と原告側でのその妥当性の明白な承認を禁じねばならないのであろうか。しかし、ギリシャ民事訴訟法77条は、次の帰結をもって、必要的共同訴訟人の矛盾した主張を認める。すなわち、各共同訴訟人にとって有利または不利な矛盾判決が下されるという帰結をもってである。これをもって、裁判所は共同訴訟人の個々について個別にその帰結を決定するのである。しかし、そのようなことが生じうる場合には、関連する諸状況から共同訴訟人に対して矛盾しない判決が下されるという必要的共同訴訟の基礎の出発点是否定される。結局、このことは、各当事者の訴訟行為に関する処分権主義と一致するのである。

(4-2-6) さらに、考慮されなければならないのは、異なる当事者に関して遺言の有効性の問題は無条件に法的論理の諸原則に矛盾しないということである。というのは、遺言の有効または無効の裁判所による確定は存在論の特徴も制限の特徴も有していないからである。結局、重要なのは、法的効果の発生についての裁判所の認識である。この認識は、実体的論理の規則によってではなく、訴訟法の規定により、特に処分権主義ならびに既判力の主体的範囲の限定の原則に基づいて行われる。

裁判所は、事実および証拠資料に基づき争いある法律関係の存在または不存在を判断しなければならない。この資料が異なる被告に関して異なる場合には、何故このことから生じた異なる判断が法的論理に矛盾するのかは明確でない。

(4-2-7) さらに考慮されねばならないのは、通常共同訴訟の基礎としての共同訴訟人の権利ないし義務共同体（ギ民訴74条1号第1事例）は、しばしば、法律行為、例えば複数の者が共同して争いに予断のある事物を買った売買契約に基づくということである。つまり、訴え提起により原告間で成立された通常共同訴訟を、これは法律行為であるという被告の異議によって、突然に必要な共同訴訟に変えることを主張することは、ほとんど納得されないであろう。

III. 法的必要性説

1. G. Mitsopoulos⁽¹⁷⁾は、遺言によりその相続権をもつ相続人は、訴訟物が遺言の有効性の積極的または消極的確認とかかわる場合には、必要的共同訴訟人であるという見解に固執し、ギリシャ破棄院（最高裁判所）の反対意見⁽¹⁸⁾を批判した。

2. 矛盾判決の言渡しについての論理的必要性説の拒否は、私見によれば、法的必要性説がほとんどない事例において指摘するように、相応する法律上の規定の不適用にはけっして至らない。

このことは、例えば、土地の共有者が隣地の所有者と通行を求め地役権の設定に関する事前契約を締結した場合に問題になる。支配する土地または使役す

(17) G. Mitsopoulos, aaO., S. 195. Anm. 58.

(18) Areopag 710/1978 Ephimeris Hellinon Nomikon 45, 751. これによって、矛盾判決に関する規定は、必要的共同訴訟の事例として適用できなかったということに注意。

る土地が複数の者に帰属するような事例では、法律行為により地役権の創設のためにすべての者の同意が必要である(ギ民1122条)。つまり、事前契約に基づき、使役する土地の共有者の一人に対する訴えが認容され、他の共有者に対する訴えが棄却される場合には、前者の共有者に対して有利な訴訟結果は、実体法上は無効のままである。地役権は設定されないのである。つまり、この事例においては、同一の(敗訴)判決の言渡しについての法的必要性が存在するのである。そして、この目標を十分に達成するために、必要的共同訴訟の第四の場合が規定されているのである。

3. Nomikon 45, 751 ; 797/1980 Dike 12,88. についての私見によれば⁽¹⁹⁾、矛盾判決言渡しの不可能性は論理的ではなく、法的に考慮されねばならない。法的不可能性は、次の場合に存在する。すなわち、異なる被告間での矛盾判決の言渡しに、相応する事実関係の発生にもかかわらず特定の法的効果を維持する実体法の拒絶にいたる場合、つまり、ある被告に対する訴求の結果が、すでに言及した事例のように、他の被告に対する並行した申立てが棄却されたがゆえに、実体法上無効のままである場合である。

訴え(主に形成の訴え)をすべての者に有利または不利に拘束的に認容した判決が優先するがゆえに、矛盾判決の言渡しは重要でない必要的共同訴訟の一例として、争いある法律関係のすべての者にとって合一的に有利または不利な判断の必要性とは対照的に、必要的共同訴訟の一つの分離例としての法的不可能性は、共同訴訟人の一人に対する訴えを認容した判決の実体法上の効果を失なわせることになる。

IV. 最高裁の立場

遺言に基づく相続人は、遺言を無効とする異議に対する防御に際しても、通常共同訴訟であり、必要的共同訴訟に変えられないとする私見を、ギリシャの最高裁判所⁽²⁰⁾はまた妥当と認めている。

上述した G. Mitsopoulos の論述⁽²¹⁾によれば、この問題は最高裁判所で新たに取り扱われ、最高裁判所は論理的必要性説を拒絶した⁽²²⁾。つまり、ギリシャ

(19) *Beys*, Dike 12, S. 95ff ; derselbe, hI ZPGB-Kommentar 76 III 3, 4, S. 420ff.

(20) Areopag 710/1978 Ephimeris Hellinon Nomikon 45,751. の総意。

(21) *G. Mitsopoulos*, aaO., S. 157ff. [190ff.]

(22) Areopag 797/1980 Dike 12, 88

の最高裁判所の判例によってもまた、相続人間では必要的共同訴訟の事例は存在しないのである。

* 本稿は、アテネ大学コスタス・ベイス教授 (Prof. Dr. Kostas Beys) のシンポジウムにおける報告の翻訳である。論文原題名は Die Erben als Streitgenossen.

翻訳担当 松村 和徳
山形大学助教授